

## 里兆業務分野紹介—国際貿易

### 業務範囲:

国際貿易は通常、国際貨物販売、国際貨物運送、国際貿易融資、国際支払・決済、国際サービス貿易、国際電子商取引、国際貿易仲裁、アンチ・ダンピング、反補助金、WTO 紛争解決、といった多岐にわたるものである。里兆のクライアントには、大型の多国籍商社、貿易会社、物流企業、製造企業が多く含まれ、クライアントからの国際貿易に係るリーガルサービスに対するニーズに応えるため、里兆は国際貿易法令に対する研究、模索と運用に取り組み、当該分野における専門知識を駆使したコンサルティングやリーガルサービスを提供している。

里兆の当該分野における主な取扱業務:

1. クライアントを代表し国際貨物の販売交渉に参加し、取引条件の協議・確定、国際貨物販売契約の作成・審査を行う。
2. クライアントを代表し国際貨物運送業務の交渉に参加し、海上貨物運送契約、内陸水運契約、航空運送契約、鉄道運送契約、陸上運送契約、国際複合一貫運送契約の作成・審査等を行う。
3. クライアントを代表し国際貨物利用運送業務の交渉に参加し、海運国際貨物取扱契約、航空国際貨物利用運送契約、陸上国際貨物利用運送契約、国際宅配便契約の作成・審査等を行う。
4. クライアントを代表し NVOCC 事業の交渉に参加し、海上貨物運送契約、船腹予約契約の作成・審査等を行う。
5. 輸出前貸、輸出ユーザンス手形割引、輸出荷為替手形買取、輸入荷為替手形買取、フォーフェイティング、国際ファクタリング等の国際貿易融資を受けるためにクライアントを代表し銀行と協議する。
6. クライアントを代表し国際支払決済の方式と条件を確定する。トラブルとなった時、クライアントを代表し支払催促及び支払停止の抗弁に参加する。
7. クライアントを代表し国際サービス貿易の交渉・協議に参加し、国際サービス貿易契約の作成・審査を行い、外貨送金、税金納付、PE 認定等に係る法的意見を提供する。
8. クライアントを代表し国際電子商取引の交渉・協議に参加し、国際電子商取引契約の作成・審査を行い、海外ウェブサイトを経由した中国大陸への貨物販売・購入に係る法的意見を提供する。
9. クライアントを代表し国際貿易紛争の交渉に参加し、アドバイス又は実行可能な方案を提案し、クライアントを代表し仲裁の申立て、参加、仲裁判断執行の申立てを行う。
10. アンチ・ダンピング、反補助金、WTO 紛争解決に係る法令・政策・情報を整理し、アンチ・ダンピング、反補助金、WTO 紛争解決について助言する。

### 実績(代表的事例):

## 里兆の国際貿易分野における実績

ここ数年、里兆がクライアントからの依頼を受けて処理した、国際貿易分野における一部の代表的事例：

1. 某クライアントは日本全国の上位にランクされる某総合商社の傘下にある物流企業であった。弊所は同クライアントの通年法律顧問として、貨物運送契約、国際貨物利用運送契約、倉庫保管契約等を含む各種契約の作成・審査を行い、倉庫保管規則、積卸取扱規則等を含む各種取扱規則の審査を行い、コンテナ運送、危険化学品の道路運送、NVOCC 事業を含む経営範囲の追加をサポートした。
2. 某クライアントは巨額資金を中国国内に投資し製造企業を設立するとともに、数億元で国外企業に委託し、生産管理システム、調達システム等の設計を行うことを計画していた。当該業務は、技術輸出入登記、ソフトウェア輸入、国外のコンサルティング・サービスに係る税務処理、国内で役務を提供する従業員が PE を構成するか否か等の問題に絡むものであった。弊所はクライアントから委託を受けて、合理的なビジネス条項を設け、諸手続きの取扱いについて助言し、税収優遇政策適用を目指した。
3. 某クライアントは国外の関連企業と共同で海外ウェブサイト上に「海外旗艦店」を開設し、中国国内の個人消費者に対して商品を販売することを計画していた。当該業務は、オンライン販売許可、商品の国際宅配便、代金のクロスボーダー支払と決済、税関における税金申告・納付、輸入品のアフターサービス、製造物責任等に絡むものであった。弊所はクライアントから委託を受け、実行可能な方案の提案、販売ルールやアフターサービス・ルールの制定、関連する販売契約、宅配契約の作成等を行った。